

此トナリ奔走ノ結果成業ヲ得タルコト  
会報ニ於テ

三月三十日

會社側 山田勞務課長 湯川川崎工場長

指村保土谷工場長

組合側 松岡駒吉 近藤武男 富田繁藏 斎藤勇

労働会側 添田理事 橋本労働課長 外七名

広地参事

等列席ノ上添田理事ヨリ労働調停案ヲ示シタル後意見ヲ交ハシタルカ労働共異議ナク之ヲ承認シ川崎工場ニ於テ労資代表立会ノ上即日解決案ヲ發表スルコト、シテ散会セリ

右及申(通) 報候也

### 調停案

一生活仕舞取リ一割以上低下スルコト

(一) 期間ハ工場長指定スルコト

一 家族区療養半減ハ考へ置ケルコト

一 食費男十七割 通勤女工十四割 家賃伯女工二十三割スルコト

一 女工服装八日米ノモリヲ使用スルモ差支ナシ 新調ノ場合ハ会社ノ

制限ニ依ルコト (補助ナシ)

一 保土谷ノ水道料ハ一戸六十元ヲ四十五元ニ低下スルコト

一 今回ノ操短ニ付テハ解雇者ヲ出サハルコト

一 運動用具費ハ会社ニ於テ負担スルコト

一 総同盟公認ノ件ハ従業員カ労働組合ニ加入スルコトノ自由ヲ防ケス

以上